

高知県学校体育施設開放事業の今後のあり方

1200412 岡林 孝太

高知工科大学経済・マネジメント学群

1. 背景

平成 23 年にスポーツ基本法が施行、平成 24 年スポーツ基本計画が策定されたことにより、新たな法制度が具体化され、日本のスポーツ政策は振興から推進に移行した。スポーツ基本法は文化としてのスポーツを通じて豊かな生活を営むことがすべての人々の権利として位置づけられるとともに、多様な関係者の連携、協働によって創出される新しい公共や取組みによりそのスポーツ権を保障しようとしている。以下は、スポーツ基本法の条文である。

「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての国民の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」

ここに記されている通り、健康で文化的な生活を営むにはスポーツは欠かせないものであり、スポーツをすることはすべての国民の権利であることから、スポーツをする機会は必ず確保されなければならないのである。

このスポーツ基本法の理念を具体化し、今後日本のスポーツ政策の具体的な方向性を示すものとして平成 24 年にスポーツ基本計画（平成 29 年 4 月より、第二期へ移行）が策定された。この計画におけるスポーツ実施率の向上の実現に関しては、成人の週一回以上のスポーツ実施率を 42.5%から 65%に上げることを数値目標としている。スポーツ実施率の上昇によって、日本人の健康寿命が延びることが期待できる。健康寿命が延びれば介護などの必要性も低下し、周りの人に迷惑をかけることなく生活が送れ、そして、重い病気になる確率も減少する。そのため、国の税金を医療費に回さなくても済むようになる。平成 27 年度から平成 30 年度までの間で、

成人の週一回以上のスポーツ実施率は 55.1%まで上昇した。この数値をさらに高めるには、国民がスポーツをしたい時に自由にできる場所の確保が必要である。

1-1. 学校体育施設開放事業

昭和 47 年度より、国民へのスポーツの場の提供に関する議論は文部省の保健体育審議会において展開されてきた。答申においては、人口規模ごとに必要な施設数を示した体育・スポーツ施設の整備基準を作成し、平成元年度答申においては補助額も大幅に増加させ、行政区域を幾つかの地域に細分化して地域施設、市区町村・都道府県域施設という施設区分に沿って弾力的な施設整備を促すとした「スポーツ施設の整備の指針」を提示してきた。中でも、学校体育施設は、地域住民への開放目的として積極的に整備されてきた。そのような学校の体育施設を、学校教育活動に支障のない範囲で、広く開放し、日本国民のスポーツ活動の振興に地域に開かれた学校づくりの促進目的とした「学校体育施設開放事業」も推進されてきた。これらの政策により、平成 29 年度の全国学校体育施設の開放率は運動場、体育館などの主要施設において 8 割を超えている（表 1）。しかし国が取り組んできた学校体育施設開放事業にはいくつかの改善をする問題点がある。

表 1. 体育・スポーツ施設現況調査結果 2018

	屋外運動場	体育館	水泳プール	屋外庭球場
小学校	90.6%	92.0%	27.7%	32.8%
中学校	76.7%	93.4%	12.7%	19.0%
高校	50.6%	44.6%	10.1%	25.2%
計	80.9%	86.2%	22.2%	21.8%

1-2. 学校体育施設開放の問題点

学校体育施設を開放するメリットとしては、住民の生涯スポーツの場、健康体力づくりの普及・推進、地域活動の拠点・地域活動機会の提供、子どもの居場所づくり、子どもの体力向上・健康増進などが挙げられる（足立区学校開放事業

審議会 2011)。しかし、松橋・金子(2012)によると学校体育施設の開放には、以下のような問題が発生するということが明らかにされている。

①施設が特定の一部の固定メンバー・団体によって利用されてしまい、それ以外の地域住民の利用が事実上制限される。②施設の鍵の貸し出しや複製などのルールが不徹底であることから、体育館のセキュリティが問題になる。③予約をしたのに実際は使わないような場合、そのことが他の利用希望者に知らされないなど、施設の有効利用ができていない。④施設内で喫煙したり、器物の破損が報告されないなど、利用者のマナーが悪化する。

本研究では、そのような課題を踏まえた上で、高知県に着目し、本事業の現状と課題を明らかにしていく。

2. 研究目的

本研究の目的は、高知県学校体育施設開放事業の現状と課題を明らかにし、事業を今後どう改善・推進するべきかを明らかにすることを目的とする。

3. 研究方法

本研究では、まず文献調査により高知県の学校体育施設開放事業の現状を明らかにし、次に事業の課題を明らかにするため高知県教育委員会を対象に、以下の項目についてヒアリング調査を行った。

〈ヒアリング調査質問内容〉

- ① 高知県の開放体育施設はどの程度あるのか
- ② 使用率はどの程度あるのか
- ③ なぜ開放していない学校があるのか
- ④ 開放するにあたり問題は発生するのか
- ⑤ 今後の高知県の学校体育施設開放事業の在り方についてどう考えているのか

調査日は、2019年10月30日であった。

4. 結果

4-1. 高知県学校体育施設の現状と住民のニーズ

高知市立小学校・中学校 61校のうち学校体育施設を開放している学校は 59校であり開放率は 96%であった。開放率だけで見ると全国平均より高知市は学校体育施設を開放してい

た(図1)。また、高知県の学校体育施設利用状況を見てみると一年間で体育施設を利用した人はわずか 10.9%であり、約 9割の人が利用しなかったという回答だった(図2)。なぜ学校体育施設を利用しなかったのかという質問に対しては「利用できること自体を知らなかった、個人単位では利用ができないから」という意見が多く、他には「近くの学校体育施設は一般的に開放されていないから、時間帯が限られており、利用したいときにできないから」という意見もあった(図3)。

小 学 校				中 学 校			
№	学 校 名	体 育 館	グラウンド	№	学 校 名	体 育 館	グラウンド
1	第 四	○	○	1	城 東	○	×
2	第 六	○	○	2	瀬 江	○	×
3	江 ノ 口	○	○	3	西 部	○	○
4	江 陽	○	○	4	朝 倉	○	○
5	旭	○	○	5	旭	○	○
6	旭 東	○	○	6	行 川	○	○
7	瀬 江	○	○	7	城 西	○	○
8	瀬 江 東	○	○	8	城 北	○	○
9	小 高 坂	○	○	9	愛 宕	○	×
10	昭 和	○	○	10	一 言	○	×
11	美	○	○	11	大 津	○	○
12	初 月	○	○	12	青 柳	○	×
13	横 浜	○	○	13	介 良	○	×
14	長 浜	○	○	14	三 里	○	×
15	御 堂 瀬	○	○	15	横 浜	○	×
16	浦 戸	○	○	16	南 海	○	×
17	三 里	○	○	17	土 佐 山	×	×
18	五 台 山	○	○	18	鏡	○	×
19	高 原	○	○	19	孝 野	○	○
20	市 師 田	○	○				
21	一 言	○	○				
22	久 盛	○	○				
23	行 川	○	○				
24	朝 倉	○	○				
25	鴨 田	○	○				
26	一 ツ 橋	○	○				
27	介 良	○	○				
28	大 津	○	○				
29	朝 倉 第 二	○	○				
30	瀬 江 南	○	○				
31	神 田	○	○				
32	泉 野	○	○				
33	一 言 東	○	○				
34	十 津	○	○				
35	横 浜 新 町	○	○				
36	横 内	○	○				
37	介 良 瀬 見 台	○	○				
38	鏡	○	○				
39	土 佐 山	×	×				
40	孝 野 東	○	○				
41	孝 野 西	○	○				
42	はりまや橋	○	○				

※1 [] は屋外照明施設設置校
 ※2 城西中学校はテニスコートも有り

図1. 高知市内の学校体育施設開放状況
 (第四次高知市スポーツ推進計画案 2014)

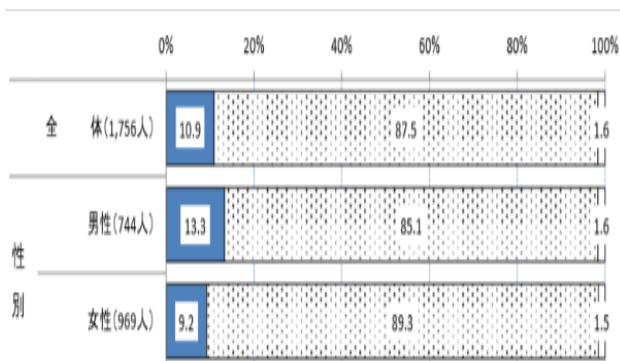


図2. 一年間で高知県の体育施設を利用した人の割合
(県民の健康・スポーツに関する意識調査 2016)

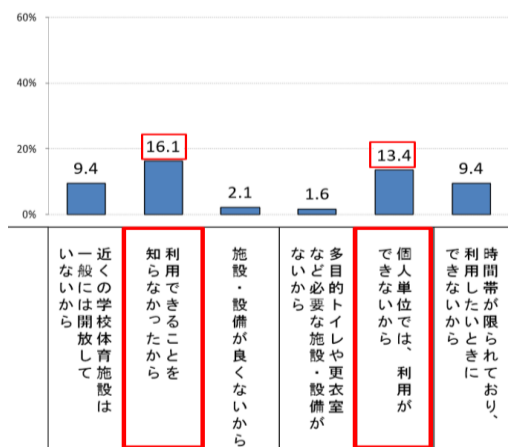


図3. 学校体育施設を使用しなかった理由
(県民の健康・スポーツに関する意識調査 2016)

また、公共スポーツ施設に対して何か望むことはありますかという質問に対しては、「身近で利用できるよう施設数の増加」という意見が34.2%で最も多くなっている。高知県民は身近で利用できる施設が少ないと感じていることが分かった(図4)。

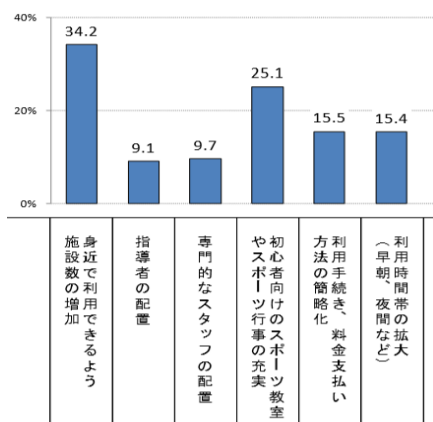


図4. 高知県民が公共スポーツ施設に対して望むこと
(県民の健康・スポーツに関する意識調査 2016)

4-2. ヒアリング調査結果

高知県の学校施設の現状について高知県教育委員会にヒアリング調査を行った結果、まず「①高知県の開放体育施設はどの程度あるか」については、高知県の県立学校52校のうち体育施設を開放している学校が28校であり、そのうち開放施設(体育館、運動場、庭球場、卓球場、武道場、弓道場、体操専用場、相撲場など)は56施設であった。また、70団体(1477人)が開放施設を利用していることが分かった。「②使用率はどの程度あるのか」については、利用のある施設が32施設であり57%の利用率であった。利用施設の数に対して半分ほどしか有効活用できていないことが現状である。

次に、課題についての質問である「③なぜ開放していない学校があるのか」に関しては、個人での利用を認めていないこと、部活動が盛んな学校は放課後、休日に部活動の生徒が利用しているため住民に貸し出しができないこと、定時制のある学校の場合は貸し出しがより困難であることなどが理由であった。「④開放するにあたり問題は発生するのか」については、体育施設利用者のセキュリティの操作ミスによって警備業者に注意されたことや、体育施設利用者が利用を終えた後に、外で会話が盛り上がり騒音のクレームに繋がったことが挙げられた。「⑤今後の高知県の学校体育開放事業の在り方についてどう考えているのか」に関しては、開放していることをもっとアピールする必要がある、教育委員会として事業の重要性を感じているが、解決の糸口を見出せていないという意見や、体育施設開放を管理する人材の確保が必要であるという意見が挙げられた。さらに、この事業を推進するにあたり、教育委員会とスポーツ課の連携がとれていないという課題が明らかになった。

5. 考察

学校体育施設開放事業が施行されてから日本全国のグラウンド、体育館などの主要施設の開放率は格段に上がった。高知県も同様である。しかし開放されている施設が多くあるにも関わらず、「利用できることを認知していなかった」「個人で利用できない」などの主な理由から学校体育施設の使用率は10人に1人程度(約10%)であり、開放施設と使用したい人との間でミスマッチが起きていることが考えられる。これらの原因はヒアリング調査結果からも、「様々な制約や課題

があり、有効活用ができていないこと」、「各部署の連携不足」、「人材不足」、「事業のアピール不足」が考えられる。例えば高知県の学校は使用する際、使用者は、高知県学校体育施設開放要綱のルールに則って使用しなければならない。高知県立学校体育施設開放要綱文中の「利用者の範囲」に「開放施設を利用できる者は、スポーツ活動を目的とし、成人を責任者として事前に開放校の存する市町村教育委員会に登録されている構成員 10 人以上の団体とする」と書かれており、このルールがあるため少人数での利用ができない。自分の実施したいスポーツの団体がなければ、自分で一から人数を集める必要があり、構成員を 10 名以上にすることは困難である。また、スポーツクラブに属している子供は体育施設を利用できるが、スポーツクラブに属していない子供は逆に子供だけの利用ができないため、実際には子供が自由にスポーツを実施できる場とはなっていない。

高知県では、高知市と同様にインターネットで空いている体育施設を探し利用することができる「高知市施設予約システム」が存在する。しかし、公共スポーツ施設のみで学校体育施設は予約対象となっていない。このシステムで高知県中の公共スポーツ施設と学校体育施設が予約できるようになれば良いのだが、高知県の教育委員会とスポーツ課などがうまく連携できていないことで実現ができていない。具体的には、小さな情報も共有する体制になっていないため実は使用することが出来る体育施設を活用できていない。教育委員会は学校内や、学校生徒の問題解決に取り組んでいるがスポーツ課はスポーツの普及のために問題解決に取り組んでいるため、教育委員会とスポーツ課は根本的な考えに食い違いがある。そのため、学校開放についての問題は互いが押し付けあっている状況になっている。

また、施設管理を行う人材確保が難しく、低給料もしくはボランティアのレベルでしか人材集めができていない現状から、人が集まらないことも大きな課題である。そして、学校体育施設開放を積極的に行えていない理由は松橋・金子

(2012) が提示した問題が同様に発生しており、その問題解決に時間を要するからではないではないだろうか。このように、高知県の学校体育施設開放事業では、学校体育施設を開放しているにも関わらず、利用志願者のニーズに合った仕組み作りがうまくできていないという課題があるため、利用者が

少ないという実態が明らかになった。

6. 提案

以上のことから三つの提案を行う。まずは「ルールの改正である」。具体的には、まず、高知県立学校体育施設開放要綱文中の利用者を構成員 10 人以上にしないと団体登録できないことを改正し 2 人以上の少人数のグループでも団体登録できるようにし、学校体育施設を利用してもらう。そうすることで学校体育施設を個人単位で使用したい人にも使用してもらえる。ただし高知県のスポーツ実施率を高めるために利用人数が多い団体を優先とする。

二つ目に「インターネットによる PR、利用管理と利用条件の付加」である。登録団体は、年間のどの時期にどのくらい学校体育施設を使用するかを提示する。そうすることで、時期によって学校体育施設の使用状況をより詳細にわかることができる。また、インターネット管理をすることで利用状況の開示をする。利用キャンセルがあった場合、登録団体の代表者に通知が届くようにする。また、当日予約ができるようにするとなお良いだろう。学校体育施設を利用する登録団体は、学校や地域への協力を考え、町民運動会などに積極的に参加し、学校開放活動も地域に PR することを条件にするのも良い。

次に、「指定管理者制度を活用し総合型地域スポーツクラブに使用していない開放施設の委託をする」ことを提案する。実際に熊本市では 2012 年現在、体育館 134 校、運動場 60 校、武道場 24 校において夜間開放を実施している。体育施設の管理人が行う業務を総合型地域スポーツクラブに委託できるよう規程を改正し、18 のクラブに学校体育施設の管理を委託している。また、未活用の学校体育施設については、積極的な有効活用に努めているため熊本市民のスポーツ活動のエリアも広域化し、特定の施設に固執しない市内全域の学校体育施設を活用した活動を行っている団体もある(文部科学省 2012)。

高知県の場合、29 の総合型地域スポーツクラブがあり、いずれの総合型地域スポーツクラブも主に市民体育館、市民グラウンド、学校を使用している。しかし、学校体育施設の管理を委託されている総合型地域スポーツクラブはない。総合型地域スポーツクラブが学校体育施設の管理をした場合、体育施設の年間の使用率や団体利用の分配がスムーズにできるよ

うになる。学校体育施設開放事業に総合型地域スポーツクラブが関わることは、スポーツクラブの自立した活動を支える面でも、地域の生涯スポーツの推進面でも効果がある（文部科学省 2012）。学校体育施設開放の課題に、松橋・金子（2012）の示したもののやヒアリング結果からも、施設使用のマナーの問題があった。それは、地元の総合型地域スポーツクラブが管理することで、地元の住民が主に使うようになり、誰が使用したかも確認できるため、学校側も連携が取りやすくなることで解決できるのではないだろうか。そして総合型地域スポーツクラブにとっては、地元の学校運動施設はホームグラウンドであることから、施設管理者と利用者側との良好な関係づくりに繋がる。以上のことから高知県も総合型地域スポーツクラブに学校体育施設を委託するべきであると私は考える。

7. まとめ

本研究では、高知県の学校体育施設開放事業の現状と課題を明らかにした。今後この事業がより良くなるためには、高知県教育委員会が学校体育施設開放事業の問題をより真剣に考え、スポーツ関係団体と連絡を密にし、事業の広報と高知県立学校体育施設開放要綱の見直しをする必要があるだろう。また、熊本のように他県の良いところを取り入れ高知県民のスポーツ実施率を高めることも期待したい。高知県の高齢化率は全国でも上位である。だからこそ健康寿命を延ばし、明るく元気のある県にしていくべきである。そのためにも、高知県の住民も問題を重く受け止める必要があり、高知県が一丸となって今後スポーツへの意識を高めるべきである。

引用文献

- 自治体の学校体育施設開放事業において管理者が「共有地のジレンマ」を解決する手法に関する事例研究（松橋・金子 2012）
- 第四次高知市スポーツ推進計画案
- 高知県スポーツ復興県民会議資料
- 文部科学省ホームページ
- 学校体育施設等の有効活用実践事例集
- 平成 24 年 3 月 文部科学省スポーツ・青少年局 スポーツ振興課
- 平成 28 年度 県民の健康・スポーツに関する意識調査
- 平成 30 年度体育・スポーツ施設現況調査結果の概要
- <https://www.city.adachi.tokyo.jp/sports/chiikibunka/sports/documents/korekaranogakkoukaihou4.pdf>
- 高知県庁ホームページ

